# 登山道管理水準等の見直しについて

#### 《登山道管理水準とは》

「登山道管理水準」とは、大雪山国立公園の利用の中心施設である、登山道の管理のあり方を定めたものである。自然環境と奥深い雰囲気を保全し、利用の確保と安全性の向上を図ることが目的であり、登山道を一元的に管理するのではなく、大雪山特有の自然条件、利用状況を勘案し、登山道の区間ごとに、それぞれの特性に応じて管理のやり方(管理のレベル)を定めている。管理水準は、実施状況をモニタリングし、順次見直を行う。

#### 《策定の経緯》

日本の国立公園では、登山道の侵食や植生荒廃が顕著になっており、また、中高年登山者や未熟な登山者の増加による、遭難事故の多発も問題になっていた。殊に自然条件が厳しい大雪山国立公園においては、このような問題への対応策が求められていたことから、平成13年度より登山道現況調査を開始し、3年余の検討及び試行を経て、平成16年度に「整備技術指針」、平成17年度に「登山道管理水準」が策定された。

### 《成果及び実施状況、見直しの必要性》

環境省では、登山道管理水準の成果も踏まえて<u>「管理計画書」の改定</u>を行い、<u>登山道の</u> 直轄整備や協働型による登山道の維持管理体制の構築に関する取組み</u>を進めている。一方、 協働型管理体制の検討において実施したヒアリングから、「登山道管理水準」及び「整備 技術指針」が、十分に認知、活用されていないことが判明した。

また、登山道現況調査から10年以上が経過し、登山道の状況(侵食状況や利用状況等)は変化し、現「登山道管理水準」と現状に不整合が生じている路線や区間が見られ、社会状況の変化などから登山利用者の変化が見られる。

以上のことから、今回、登山道現況調査や周辺状況の調査といった基礎調査を行い、「登山道管理水準」及び「整備技術指針」の見直しに向けた検討を行う。

## 「登山道管理水準」と「整備技術指針」の 認知度・活用状況、あり方等に係る主な意見

(H21~23年度協働型管理体制検討におけるヒアリングより)

- ●担当者の引継ぎがうまく行かず認知していなかった。
- ●当該団体への告知がなかった。
- ●存在は知っていたが他のマニュアルに沿って整備を行っていた。
- ●整備するうえでの判断には利用している。
- ●存在は知っているが活用していない。
- ●管理水準を明確にし、管理にメリハリをつけることで管理が行いやすくなる。
- 実際の通常の活動とほど遠いと感じる。
- ●管理水準は、作成後のフォローがされていない。
- ●管理水準のマトリクスを簡略化し過ぎ、重要と思われる安全性が見えなくなった。
- ●技術指針がなければ、個々の主体は思い込みで整備を行う恐れがある。
- ●全体で統一したペイントや指導標識の規格を示してもらうとありがたい。